業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{17} = 0.00210$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令7}(F_n \times G_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{17} = 0.00853$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04580$

業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(F_n \times G_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{17} = 0.048$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04586$